第10回 海上輸出入通関・海上物流等(合同)WG 議事要旨

1. 日 時 : 平成26年10月21日(火) 14:30~16:30

2. 場 所 : ソリッドスクエア 西館地下 1 階 ホール

3. 議事の概要

(1)議題

- ① 第9回海上輸出入通関・海上物流等WGの意見等報告について 〇事務局(センター)から、資料1に基づき説明の後、意見交換を行った。
- ② 利用者 I D体系の見直しについて<2>
 ○事務局(センター)から、資料2に基づき説明の後、意見交換を行った。
- ③ WebNACCS対象業務の変更について 〇事務局(センター)から、資料3に基づき説明の後、意見交換を行った。
- ④ 事項登録業務・確認業務の追加について 〇事務局(センター)から、資料4に基づき説明の後、意見交換を行った。
- ⑤ 海上システムにおける航空貨物取扱の廃止について 〇事務局(センター)から、資料5に基づき説明の後、意見交換を行った。
- ⑥見本持出し関連業務の見直しについて<2>
 〇事務局(センター)から、資料5に基づき説明の後、意見交換を行った。
- ⑦B/L番号体系変更時のRSSO1業務の実施可能化について 〇事務局(センター)から、資料6に基づき説明の後、意見交換を行った。
- ⑧現行プログラム変更要望の次期対応について<3>○事務局(センター)から、資料6に基づき説明の後、意見交換を行った。⑨その他

(2) 意見交換の概要

- ◆ 第9回海上輸出入通関・海上物流等WGの意見等報告について
 - 項番 2「通関士審査業務の新設について」の A と B のうち A について、訂正 は営業所コードで出来ても通関士以外が申告を行う場合は、通関士が「通関士審査 結果登録業務 (CCA)(仮)」を行わなければいけないということか。例えば土 日に貨物情報に間違いがあり、訂正し I DA/I DAO1を実施する際には、通関 士がいなければならないのか。通関士がいなければならないのであれば、現行の流れと変わらない印象である。(委員)
 - ⇒ IDA/IDAO1を行うのは通関士でなくても可能であるが、申告業務を行

うためには通関士が必要である。なお、通関士が申告業務を行う場合は、CCAを実施する必要はないが、通関士以外が申告業務を行うのであれば、CCAを実施する必要がある。(事務局)

- ⇒ そもそも本件要望は、夜間に通関士がいない場合でも、事前に通関士が審査することによって、夜間であっても通関士以外の方が申告を行えるようにしたいというものと理解している。申告後の訂正申告を通関士以外の方が出来るようにするということは考えておらず、申告内容の訂正があり、通関士以外の方が申告を行う場合には予め通関士が審査して申告して頂く必要がある。(関税局)
- 軽微な訂正(入港日や記号番号、荷姿等)については通関士の審査を必要としないという切り分ける判断はないのか。(委員)
 - ⇒ 通関業法には項目ごとに通関士の審査を要するか否かの記載はない。現時点では切り分けは考えていない。(関税局)
- 今の申告の方法も維持されるのか。それであればあまり変わらない印象であり、 通関業者の思っていたものとかい離している。(委員)
- ⇒ 関税局から説明があったとおり、元々が夜間等であっても通関士以外の者が申告を出来るような仕組みを提供してほしいというニーズであったと認識している。申告後に誰でも訂正ができるようにという要望は、システム的な話ではなく制度的な話となる。結果としてこのシステム化ではニーズを満たさないということであれば、システム化を行うか行わないかを含めて改めてご意見いただきたい。(事務局)
- ◆ 海上システムにおける航空貨物取扱の廃止について
 - イレギュラーケースの反対のパターンである、航空から海上というケースは検 討対象外か。(委員)
 - ⇒ そのようなケースもあることは承知しているが、頻度として海上から航空のケースよりも少ないのではないかと認識している。従って、費用対効果を考慮し、相当程度の件数が想定される海上から航空へのパターンについてのみ対応することで整理している。(事務局)
 - 現在、海上で申告をする際は記号番号を入力しているが、航空の申告の場合は、 貨物の記号がないと聞いている。 航空の場合は保税蔵置場でラベルを貼っているか ら必要ないということであれば、本件が実現した場合、海上の保税蔵置場でラベル を貼る業務が発生するおそれがあるのではないか。 (委員)
 - ⇒ ラベル貼付の具体的な運用は承知していないが、基本的には現状のシステム外

搬入で行われている運用と同じ処理になるのではないか。

なお、本提案に関しては、入力可能業種及び実際にイレギュラーが発生した場合にこの業務を利用して頂けるのかという問題があると考えており、是非、本WGの場においてご意見を頂きたい。(事務局)

- 現在、海上システムのみを利用している通関業者や保税蔵置場においても新た に航空システムを導入しなければならない。また、航空システムを使用するとして も件数も少ないことからシステム処理に慣れないという危惧がある。導入前に通関 も保税蔵置場も航空システムについての勉強の機会を設けて頂きたい。(委員)
- 航空システムを導入すると費用(初期費用、運用費用)は発生しないのか。(委員)
 - ⇒ 基本的にパッケージソフト利用者であれば、航空システム導入によって新たな費用負担が生じることは無い。ただし、自社システムをお使いの場合で海上のみに対応している方が、新たに航空に対応する場合は改修費用が必要になると考えている。(事務局)
- ◆ B/L番号変更時のRSSO1業務の実施可能化について
 - このようなケースはそう多くないと考える。通関業者としてはターミナルの意向に添って業務を実施しているので、ターミナルの意見が重要と考える。(委員)
 - 当ターミナルにおいてはTOS(TERMINAL OPERATION SYSTEM)が親 B/Lのみに対応していて、仕分けされてもマニフェストのB/L情報は読み込ま ないようになっており、例えば、通関業者が仕分けしても許可情報は仕分された情 報を読み込むが、RSSO1 は仕分された情報では読み込まない仕様となっている。 そのため親B/Lの情報で送って頂く方がよいということで要望を出している。 (委員)
- ◆ 現行プログラム変更要望の次期対応について<3>
 - 〇 航空・海上共通の項番 72 について、具体的な問題は、予備申告後に入港日が変わって場合でも本申告が行われてしまうという点であり、本項番について検討しないという結論は見直していただきたい。
 - ⇒ 本項番の要望の趣旨が、入港日に関することだとすれば、航空・海上共通の 項番 56 の対応で解決する問題ではないかと考える。(事務局)

- 航空・海上共通の項番 108 について、HS コードは少額の場合任意項目となっているが、品名は必須であることから、9桁入力によってシステムで自動的に品名を補完したいという要望であり、再度、検討をお願いしたい。(委員)
 - ⇒ 少額の場合は、HS コードの入力は不要であるが、品名の入力は必須としている。 どうしても 9 桁で入力し、品名のシステム補完を可能として欲しいというご要望であれば検討は行う。 (東京税関)
- 〇 業者によって希望はさまざまであると思う。入力欄にアローワンス(許容度) があればよいと思う。(委員)

◆ その他

- 利用者 I D体系の見直しの中で、SMTP双方向の処理方式を廃止すると説明があったが廃止になるのか。(委員)
 - ⇒ SMTP双方向で可能としている仮利用者コードの利用を廃止するということであり、SMTP双方向の処理方式を廃止するものではない。(事務局)